

消費者機構日本 ニュースレター

116号



《本号の目次》

1. スタディリフォームに対する差止請求訴訟 和解報告
2. 長沼静着物学院 改善報告
3. 消費者志向経営セミナー 開催案内「法施行まであとわずか！ 消費者裁判手続特例法を学ぶ」
4. 全国の適格消費者団体（12 団体）のホームページ公表状況

1. スタディリフォームに対する差止請求訴訟 和解報告

スタディリフォーム（事業者名 株式会社ケイツウ - 家庭教師派遣業）に対し、差止請求訴訟を提起し、和解をもって終了しました。

当機構は、消費者機構日本は株式会社ケイツウ（神奈川県横浜市）に対して、当該事業者が運営するスタディリフォームにおける中学受験を目的とした家庭教師派遣契約の下記条項について9月17日差止請求訴訟を提起しました。

差止請求事項

①中学受験終了時を終期とする家庭教師派遣契約であるにもかかわらず、自動更新をする条項

②月謝等の遅延損害金について消費者契約法規定を超える利率を定めた条項

提訴後、裁判所での第1回口頭弁論期日を迎える前に、当該事業者より上記①の自動更新条項を削除し、家庭教師派遣契約書の改定も行う旨の申し出があったため、和解の準備を進めてきました。横浜地方裁判所での第1回口頭弁論期日（11月19日）において、原告訴状陳述、被告答弁書陳述の後、改定した契約書の原本を確認のうえ、被告において原告提示の和解条項を受け入れることが確認され、訴訟上の和解が成立しました。

改定された家庭教師派遣契約において、契約期間終了時の自動更新条項が削除され、月謝等の遅延損害金の利率も年14.0%となりました。

詳しくは、当機構のホームページをご覧ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_151130_01.html

2. 長沼静着物学院 改善報告

長沼静きもの学院（株式会社 長沼）の受講契約に対する要請事項が改善されました。

消費者機構日本は、消費者からの情報提供により、株式会社長沼が運営する長沼静きもの学院（以下「当該学院」という）に対し着物の着付け等の受講契約に関し、2015年5月29日に下記のような問合せ事項および要請事項をまとめた文書（下記概略事項）を送付しました。（この事案には、差止請求事項はありません。）

問合せ事項

①きもの着付料等の各科の修了時には、資格認定証の授与式への参加が必須であるか、資格

認定証を授与されない場合の不利益について

要請事項

- ①パンフレット及び料金表への資格認定授与までに要する詳細費用の提示掲載
- ②役務内容などを記載した契約書の発行及び事前説明の実施
- ③受講中における着物等の強引な勧誘販売の停止

これに対し、当該事業者より 6 月 30 日付文書で、質問事項に対する回答および要請事項に関する改善徹底を約束いただいたため、要請協議を終了しました。問合せ、要請事項及びその回答の対照表は、次の通りです。

長沼静きもの学院 受講契約に関する要請・回答等

	消費者機構日本の問合せ・要請内容	長沼静きもの学院 受講契約 株式会社 長沼の回答
問合せ事項	<p>資格認定証の授与及びその効力について ○きもの着付料等の各科の修了時には、資格認定証を受け取るために、授与式(各地域により異なる名称あり)には必ず参加しなければならないのでしょうか。 資格認定証を受け取れない時は、認定が認められない、上級クラスの受講ができない、教室開講などに不利益が生じるなどということはないのでしょうか。</p>	<p>資格認定証の授与及びその効力について ○資格認定証は、各級の定められた審査を受け、合格した後、認定料を納め資格取得の申請をしたものに交付されるものでありますので、授与式に参加をしなければ資格そのものが認定されないということはありません。 授与式とは、その資格を日本和装教育協会から資格取得者へ受け渡すセレモニーであるため、その式に極力参加をして頂きたいと考えてはおりますが、あくまで授与式への参加は任意であり、欠席することで資格が取り消されるものではありません。 ※当機構の追加聞き取りより、授与式を欠席した場合でも、各学校へ申請をすれば資格認定証を受け取れるとの回答を得ました。(申請には特に所定の手続きがあるわけではないとのことです。)</p>
要請事項①	<p>各学科の料金表における資格認定授与までに要する費用の提示について ○当該学院の発行するパンフレットおよび料金表には、各学科の資格認定授与までの費用総額が記載されていません。そのため、必要な費用の詳細を記載した料金表を、受講契約締結前に提示することを求めます。</p>	<p>各学科の料金表における資格認定授与までに要する費用の提示について ○資格認定等に付随する必要費用の明確化については、現在契約書改定の中で取り組みを行っています。契約書内に一覧表を盛り込む予定で、受講者には、申込み前に詳細な料金体系の説明を実施することを徹底してまいります。</p>
要請事項②	<p>契約書の発行および事前説明について ○当該学院の発行する契約書は、受講料などの金額記載のみで、契約により提供する役務内容などの詳細記載がありません。そのため、受講条件の詳細を記した契約書の発行と契約締結前の事前説明を求めます。</p>	<p>契約書の発行および事前説明について ○契約書発行および事前説明については、現在契約書改定の中で取り組みを行っていきます。 ※当機構の追加聞き取りより、改定時期は 2016 年度(4 月)より実施したいとの回答を得ました。</p>
要請事項③	<p>着物等の販売について ○当該学院では、受講生に対し事前の説明もなく着物および付属品の販売が頻繁に行われるとの情報提供があります。そのため、着物等の販売については、受講に必要なものとそうでないものと区別を明確にし、講師および学院主催者という優位な立場を利用した強引な勧誘とならないよう留意してください。</p>	<p>着物等の販売について ○当該学院では、着物および付属品の購入は必須ではありませんが、着物の知識を学ぶ上で必要なことと考えています。しかし、その購入に関しては授業や資格の認定とは直接関係はなく、講師・学院主催者という立場を利用しているような販売は控え、受講生に不安感や不信感を抱かせるような事のないよう慎重に対応致します。</p>

詳しくは、消費者機構日本のホームページをご覧ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_151208_01.html

3. 消費者志向経営セミナー開催案内 「法施行まであとわずか！消費者裁判手続特例法を学ぶ」

第 21 回消費者志向経営セミナーのご案内

「法施行まであとわずか！消費者裁判手続特例法を学ぶ」

2016年10月1日から、消費者裁判手続特例法が施行され、新しい消費者被害回復訴訟制度が始まります。この制度は、法施行後の不法行為や法施行後に締結した契約のトラブルにより、同じ原因で多数の被害が出た場合に、被害者の代わりに消費者団体が事業者に対して、金銭的な被害回復訴訟を提起できるものです。

セミナーでは、法施行まで数カ月と迫った時点で、消費者裁判手続特例法の詳細内容およびこの制度の実務的な流れなどについて、情報提供いたします。今後の活動のために、会員の皆様にもぜひご参加いただきますようお願いいたします。

記

1. テーマ 消費者裁判手続特例法を学ぶ
2. 日時 2016年2月17日（水）13時00分～15時00分（受付12：40～）
3. 会場 主婦会館プラザエフ 5階会議室
4. 参加費 お一人様 6,000円（2月10日以降はキャンセル料がかかります。）
5. 対象者 企業・団体の法務・コンプライアンス・顧客対応・消費者契約部門の担当者、法律専門家
6. 規模 50名（申込先着順）
7. タイムスケジュール・講義内容（予定）

時間	内容	講師・対応者
13：00～14：30	○集団的消費者被害回復訴訟制度の詳細（消費者裁判手続特例法の構成概略含む） ○消費者被害回復訴訟の対象となりうる事例紹介 ○消費者被害回復訴訟の流れ（想定事例をもとに） ○特定適格消費者団体の役割 など	弁護士 本間 紀子 氏 (日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会委員、消費者機構日本 専門委員)
14：30～14：40	休憩時間	
14：40～15：00	質疑応答	弁護士 本間 紀子 氏 消費者機構日本 専務理事 磯辺 浩一

8. 申込方法 ホームページ上にあるセミナーチラシの2枚目またはデータ入力用の申込書にて、消費者機構日本事務局までFAXかEメール添付でお申込みください。
ホームページ http://www.coj.gr.jp/seminar/topic_151201_01.html

5. 全国の適格消費者団体（12団体）のホームページ公表情報（11月1日～11月30日分）

○消費者機構日本を含む全国の適格消費者団体（12団体）のホームページの公表情報です。各団体の差止請求訴訟、事業者等への申入れや要請等の活動、行政への意見表明活動を中心に紹介します。詳細はリンク先にアクセスのうえご確認ください。

○消費者ネットおかやまが12月8日に適格消費者団体の認定を受けました。これで、適格消費者団体は13団体となりました。今号の表は、認定以前の期間のもので、12団体の記載となっています。

適格消費者団体名	公表情報(11月1日~11月30日)
<p>《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 11月16日：北海道エア・ウォーター株式会社へ契約書について質問書を送付しました。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=336 ■ 11月17日：医療法人社団千仁会へインプラント治療契約の解除に伴う違約金について申入書兼質問書を送付しました。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=337 ■ 11月17日：不動産会社 株式会社ファクター・ナインへの申入れ協議を公開します。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=338 ■ 11月26日：「名義貸しの防止策について」、各銀行及び消費者金融会社に対し、意見書兼礼状を送付しました。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=340
<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 11月12日：株式会社ピーシーデポコーポレーションから、「申入れ」に対する「回答書」を受領しました。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/151112_01.html
<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 11月9日：株式会社伸栄との間で裁判上の和解が成立し、差止請求訴訟が終了しました。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_151030_01.html
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 11月17日：消費者庁・国民生活センターの徳島移転について意見書を提出しました。 http://www.zenso.or.jp/information/news/2332.html
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 11月27日：(株)ボードウォークに申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/1866.html ■ 11月24日：(株)シッククリエーションに連絡書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information ■ 11月27日：学校法人モード学園に問合書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/1869.html
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 11月19日：株式会社セレマと株式会社らくらくクラブに対して冠婚葬祭互助会を解約した個別消費者に対して解約金を返金すべきとの申し入れをしましたが、これを拒否するとの回答が届きました。 http://kccn.jp/mousiir-gojokai.html ■ 11月25日：消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書を提出しました。 http://kccn.jp/ikenshoyoubou1.html
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 11月6日：学校法人村川学園が運営する大阪調理製菓専門学校の学則等における中途退学及び休学の場合の要件に関する条項等についての検討及び意見交換の結果の公表。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000558 ■ 11月20日：商品先物取引業者に対するアンケート結果及び注意喚起。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000563

<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>■11月12日：(株)日本セレモニー訴訟(控訴審)判決報告 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/563 ■11月12日：アプライド(株)に対し差止請求訴訟を提起しました。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/570</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>



適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
発行人：和田寿昭 編集責任者：磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階
TEL:03-5212-3066 FAX:03-5216-6077